

## 関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成31年財務省令第21号）の施行に伴い、過去分重要書類について、当該過去分重要書類の種類等を記載した適用届出書を所轄税関長（関税法施行規則第1条の4に定める場合にあっては、承認税関長）に提出した場合には、一定の要件の下、スキャナ保存を行うことができることとするため、規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第1条の4、第10条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、令和元年9月30日から施行することとする。